

# 山梨県公報

第五百三十六号

令和七年

二月三日

月 曜 日

## 目次

○保安林の指定の予定	二七
○計量法に基づく指定定期検査機関の指定の更新	二七
○計量法に基づく指定計量証明検査機関の指定の更新	二七
○道路の区域変更	二七
○令和七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度	二八
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二八
○大規模小売店舗の新設に関する届出	二九
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(四件)	二九
○開発行為に関する工事の完了について	三〇
選挙管理委員会	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	三〇

## 告示

### 山梨県告示第十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町身延字上ノ山四二二〇(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十八条の二第一項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定定期検査機関の名称 一般社団法人山梨県計量協会
- 二 住所 笛吹市石和町広瀬七百八十五番地
- 三 指定の区分 質量計
- 四 定期検査を行う地域 山梨県全域(甲府市を除く。)
- 五 指定の期間 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

### 山梨県告示第十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二百一十一条第二項において準用する同法第二十八条の二第一項の規定により、指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定計量証明検査機関の名称 一般社団法人山梨県計量協会
- 二 住所 笛吹市石和町広瀬七百八十五番地
- 三 指定の区分 質量計
- 四 計量証明検査を行う地域 山梨県全域
- 五 指定の期間 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

### 山梨県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和七年二月二十五日まで一般の縦覧に

供する。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡道志村字板橋沢九八八一番地先から南都留郡道志村字板橋沢九八八三番一地先まで	旧 七・〇 新 一〇・三	七・八	五三・九
			五三・九

# 公 告

● 令和七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林 甲府地区土砂流出防備保安林 甲府地区保健保安林 笛吹川水源かん養保安林 笛吹川土砂流出防備保安林	一、六二六・九二ヘクタール 一八三・五〇ヘクタール 三・三六ヘクタール 一、一六三・八四ヘクタール 一〇九・六七ヘクタール

笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七七七・六四ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・七八ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一一・二七・六四ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五二六・〇四ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二六・九八ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一八・七二ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一二三・五六ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一五四・二八ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二五・〇四ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一六一・二五ヘクタール

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）トリアル石和店 山梨県笛吹市石和町四日市場千六百七十九
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和六年九月十九日
- 四 意見の概要
  - 1 都市計画法に基づく協議の実施
  - 2 防災・防犯対策への協力
  - 3 騒音対策の実施
  - 4 廃棄物の適切な管理及び処理の実施
  - 5 街並みづくり等への配慮等
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月三日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年二月三日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 クスリのアオキ下今井店
  - (二) 所在地 山梨県南アルプス市下今井字西原二百七十九番四号外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和七年九月二十二日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百六十二平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 四十九台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 二十台

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 面積 十八平方メートル

- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 容量 十二立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前九時	午前零時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午前零時三十分まで

- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 二箇所

- (2) 位置 届出の図面のとおり

- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

- 三 届出年月日 令和七年一月二十一日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年六月三日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（後屋敷地区畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月五日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年三月二十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年八月四日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（大塚地区用排水施設等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月五日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年三月二十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年八月四日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（都留東部地区中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月五日まで

三 縦覧場所 都留市役所

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年三月二十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年八月四日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（道志地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月五日まで
- 三 縦覧場所 道志村役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年三月二十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年八月四日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年二月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町山保字持窪六千二百六十二番の一部、六千二百六十二番二の一部、六千二百六十四番、六千二百六十五番一の一部、六千二百六十五番三の一部、六千二百七十七番二の一部、道の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門四千四百十一番地 株式会社マルゴ 代表取締役社長 齊木 智

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和

二十五法律第百号) 第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

令和七年二月三日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 小宮山 博

### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(山梨県第1区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 25,400,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党又は所属党派	日本共産党	令和6年10月4日から令和6年11月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	遠藤 昭子			

収入	支出
主たる寄附	人件費 0
氏名(団体名)	家屋費 50,808
職業	選挙事務所費 50,808
日本共産党甲府・東山地区委員会 政党	集合会場費 0
	通信費 10,000
	交通費 0
	印刷費 543,550
	広告費 303,942
	文具費 5,000
	食糧費 18,200
	休泊費 0
	雑費 10,000

その他の寄附 0件	0	今回計	941,500
その他の収入	0	前回計	0
		総計	941,500
今回計	941,500		
前回計	0		
総計	941,500		941,500

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ホスタターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説案の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回	報告分
----------	------------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(山梨県第1区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 25,400,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高田 晃宏	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	令和6年10月2日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	河西 理映子			令和6年10月25日まで	

収入		支出	
主たる寄附 氏名(団体名)	職 業	寄附額(円)	(円)
参政党山梨第1支部	参政党	1,279,915	人件費 240,000
参政党	参政党	446,655	家屋費 30,000
			選挙事務所費 30,000
			集合会場費 0
			通信費 20,440
			交通費 0
			印刷費 603,285
			広告費 609,815
			文具費 79,366
			食糧費 0
			宿泊費 105,000
			雑費 38,664
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		1,726,570	今回計 1,726,570
前回計		0	前回計 0
総計		1,726,570	総計 1,726,570

項 目	金 額
選挙運動用通常業務の作成	0 円
ピラの作成	0 円
ホスターの作成	0 円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
個人演説会立札及び看板の類の作成	0 円
計	0 円

報告書受理年月日 令和6年11月8日 第1回 報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(山梨県第1区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 25,400,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中嶋 克仁	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	令和6年9月27日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	田中 甲子男			令和6年11月10日まで	

収入		支出	
主たる寄附 氏名(団体名)	職 業	寄附額(円)	(円)
立憲民主党山梨県第1区総支部	政党支部	8,200,000	人件費 1,468,000
立憲民主党本部	政党支部	5,000,000	家屋費 3,118,937
栗原 信	施設経営	100,000	選挙事務所費 2,772,757
椎名 毅	弁護士	30,000	集合会場費 346,180
清水 和慶	農業	50,000	通信費 232,656
中嶋 庄治	無職	100,000	交通費 219,917
柳下 和慶	医師	30,000	印刷費 2,630,873
柳原 大淵	無職	50,000	広告費 2,560,735
古村 善美	会社役員	50,000	文具費 98,205
中村 善美	歯科医師	30,000	食糧費 512,862
その他の寄附	7件	90,000	宿泊費 0
その他の収入		0	雑費 349,010
今回計		13,730,000	今回計 11,191,195
前回計		0	前回計 0
総計		13,730,000	総計 11,191,195

項 目	金 額
選挙運動用通常業務の作成	278,250 円
ピラの作成	490,700 円
ホスターの作成	1,249,408 円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	169,839 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人演説会立札及び看板の類の作成	204,770 円
計	2,607,371 円

報告書受理年月日 令和6年11月11日 第1回 報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(山梨県第1区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 25,400,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中谷 真一	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	令和6年9月30日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	神園 健			令和6年11月6日まで	

収入	支出
主たる寄附	人件費 675,000
氏名(団体名)	家屋費 4,684,914
職業	選挙事務所費 3,470,300
自由民主党山梨県第一選挙区支部 政党支部	集合同会場費 1,214,614
	通信費 2,120,890
	交通費 377,430
	印刷費 3,051,078
	広告費 2,087,121
	文具費 80,964
	食糧費 531,268
	宿泊費 146,906
	雑費 462,818
その他の寄附 20件 180,000	
その他の収入 1,000,000	
今回計 12,180,000	今回計 14,218,389
前回計 0	前回計 0
総計 12,180,000	総計 14,218,389

項 目	金 額
選挙運動用通常業書の作成	278,290 円
ビラの作成	490,700 円
ポスターの作成	1,249,408 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人演説案の立札及び看板の類の作成	204,770 円
計	2,607,371 円

報告書受理年月日 令和6年11月11日 第1回 報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(山梨県第1区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 25,400,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中谷 真一	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	令和6年11月7日から 期間	第2回分
出納責任者氏名	神園 健			令和6年11月25日まで	

収入	支出
主たる寄附	人件費 0
氏名(団体名)	家屋費 0
職業	選挙事務所費 0
自由民主党山梨県第一選挙区支部 政党支部	集合同会場費 0
	通信費 195,523
	交通費 0
	印刷費 0
	広告費 0
	文具費 110,428
	食糧費 0
	宿泊費 0
	雑費 148,619
その他の寄附 0件 0	
その他の収入 0	
今回計 12,180,000	今回計 454,570
前回計 0	前回計 14,218,389
総計 12,180,000	総計 14,672,959

項 目	金 額
選挙運動用通常業書の作成	0 円
ビラの作成	0 円
ポスターの作成	0 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
個人演説案の立札及び看板の類の作成	0 円
計	0 円

報告書受理年月日 令和6年11月27日 第2回 報告分

